

令和 2 年 6 月 2 5 日

居宅介護支援事業所 管理者様
介護予防支援事業所 管理者様

市川市 福祉政策課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について（第 11 報） 問 5」の解釈について

平素より、市川市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室より令和 2 年 5 月 25 日付け事務連絡で発出されました「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報） 問 5（以下「臨時的取扱い第 11 報」という。）」につきまして、厚生労働省に照会をしたところ、以下のとおり回答がありましたので、通知いたします。

記

1. 加算・減算の取扱いについて

臨時的取扱い第 11 報 問 5 を適用し居宅介護支援費又は介護予防支援費の請求をあげる際は、特定事業所加算のような体制加算も含め、加算・減算の算定は不可とする。

初回加算については、今後実際に利用があった月に算定するものとする。

2. 特定事業所集中減算について

臨時的取扱い第 11 報 問 5 を適用した居宅サービス計画は、特定事業所集中減算算定に係る居宅サービス計画の計算には含みません。

以上

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市南八幡 2-20-2 市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741